

指定地域密着型介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム花みずき」重要事項説明書

1. 特別養護老人ホーム 花みずきの概要

施設名称	特別養護老人ホーム 花みずき		
介護保険指定番号	地域密着型介護老人福祉施設(海田町 3493200186号)		
所在地	広島県安芸郡海田町大立町目6番4号		
電話番号	082-821-0201	FAX番号	082-821-0220
管理者	沖田 和之		

2. 事業所の職員体制

	計
施設長	1名
医師	1名(嘱託)
相談員	1名以上
管理栄養士	1名
介護支援専門員	1名以上
看護職員	1名以上
機能訓練指導員	1名以上
介護職員	14名以上

3. 事業所の設備概要

定員	29名	
居室 1人部屋	29室	10.72㎡以上
食堂兼リビング	3室	
医務室	1室	
浴室	4か所(各階2か所)	

4. 事業所のサービスの内容

食事	<p>栄養士の立てる献立により、バラエティに富んだ食事を提供します。(ただし、食材料費は給付対象外です。)</p> <p>食事はできるだけ離床してリビングでとっていただけるように配慮します。 (食事時間) *但し、体調等により居室配膳も実施 朝食 7:30~8:30 昼食 12:00~13:00 夕食 17:30~18:30</p>
入浴	<p>週2回の入浴または清拭を行います。 (体調や身体状況を考慮して実施します。)</p>
排泄	<p>入居者の状況に応じて、適切な排泄介助を行います。</p>
整容	<p>適切な整容が行われるよう援助します。 シーツ交換は週1回、実施します。(必要時には随時)</p>
健康管理	<p>嘱託医師により、週1回診察日を設けて健康管理に努めます。また、緊急等必要な場合には協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。 (当施設の嘱託医師) 氏名:大木 正美 (大木クリニック) 診療科:内科 診察日:毎月曜日 13:00~14:00</p>
相談及び援助	<p>入居者及びそのご家族からの相談については、誠意をもって応じます。</p>
行事・レクリエーション	<p>施設行事計画に沿って行事・レクリエーションを企画します。</p>

5. 施設利用に当たっての留意事項

面 会	面会者は、その都度面会簿に記入してください。(面会時間 9:00～18:00)
外 出 ・ 外 泊	外出・外泊の際には必ず行き先と予定時間を職員に申し出てください。また、外出・外泊簿に記入して下さい。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は、ご利用により破損等が生じた場合、賠償していただきます。
喫 煙	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。
飲 酒	飲酒はできます。職員に申し出てください。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者に対して迷惑になる宗教活動および政治活動等をご遠慮ください。
動 物 飼 育	施設内への動物の持ち込みおよび飼育はお断りします。

6. サービス料金

(1) 基本料金

施設利用料

利用料は要介護度、自己負担割合によって異なります。(参考 七級地 1単位10.14円)

要介護度	基本単位(一日)	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	682単位	692円	1,383円	2,075円
要介護2	753単位	764円	1,527円	2,291円
要介護3	828単位	840円	1,679円	2,519円
要介護4	901単位	914円	1,827円	2,741円
要介護5	971単位	985円	1,969円	2,954円

(2) 各種加算

以下の加算は、要件を満たす場合に算定されます。

(※ 本書の説明日時点で算定している加算に○をつけています。)

※	加算項目	基本単位	1割負担	2割負担	3割負担	算定回数等
○	日常生活継続支援加算	46単位	47円	93円	140円	1日につき
○	看護体制加算Ⅰ	12単位	12円	24円	37円	1日につき
○	看護体制加算Ⅱ	23単位	23円	47円	70円	1日につき
○	夜勤職員配置加算	46単位	47円	93円	140円	1日につき
	生活機能向上連携加算Ⅰ	100単位	101円	203円	304円	1月につき
	生活機能向上連携加算Ⅱ	200単位	203円	406円	608円	1月につき
	ADL維持等加算Ⅰ	30単位	30円	61円	91円	1月につき
	ADL維持等加算Ⅱ	60単位	61円	122円	183円	1月につき
○	自立支援促進加算	280単位	284円	568円	852円	1月につき
	科学的介護促進体制加算Ⅰ	40単位	41円	81円	122円	1月につき
○	科学的介護促進体制加算Ⅱ	50単位	51円	101円	152円	1月につき
	個別機能訓練加算Ⅰ	12単位	12円	24円	37円	1日につき
	個別機能訓練加算Ⅱ	20単位	20円	41円	61円	1月につき
	若年性認知症入所受入加算	120単位	122円	243円	365円	1日につき
(○)	初期加算	30単位	30円	61円	91円	1日につき(入所30日以内)
(○)	安全対策体制加算	20単位	20円	41円	61円	入所初日のみ
	再入所時栄養連携加算	200単位	203円	406円	608円	1回につき
	退所前訪問相談援助加算	460単位	466円	933円	1,399円	1回につき
	退所後訪問相談援助加算	460単位	466円	933円	1,399円	1回につき
	退所前連携加算	500単位	507円	1,014円	1,521円	1日につき
○	退所時情報提供加算	250単位	254円	507円	761円	1回につき

※	加算項目	基本単位	1割負担	2割負担	3割負担	算定回数等
○	協力医療機関連携加算(1)	100単位	101円	203円	304円	1月につき(令和6年度)
		50単位	51円	101円	152円	1月につき(令和7年度～)
	協力医療機関連携加算(2)	5単位	5円	10円	15円	1月につき
○	栄養マネジメント強化加算	11単位	11円	22円	33円	1日につき
	経口移行加算	28単位	28円	57円	85円	1日につき
	経口維持加算Ⅰ	400単位	406円	811円	1,217円	1月につき
	経口維持加算Ⅱ	100単位	101円	203円	304円	1月につき
	口腔衛生管理加算Ⅰ	90単位	91円	183円	274円	1月につき
	口腔衛生管理加算Ⅱ	110単位	112円	223円	335円	1月につき
	栄養食加算	6単位	6円	12円	18円	1食(1日3回)につき
	配置医師緊急時対応加算	650単位	659円	1,318円	1,977円	1回につき(早朝・夜間)
		1,300単位	1,318円	2,636円	3,955円	1回につき(深夜)
(○)	看取り介護加算Ⅰ	72単位	73円	146円	219円	死亡前31日から45日
		144単位	146円	292円	438円	死亡前4日から30日
		680単位	690円	1,379円	2,069円	死亡日前日、前々日
		1,280単位	1,298円	2,596円	3,894円	死亡日
	在宅復帰支援機能加算	10単位	10円	20円	30円	1月につき
	在宅・入所相互利用加算	40単位	41円	81円	122円	1日につき
○	認知症専門ケア加算Ⅰ	3単位	3円	6円	9円	1日につき
		4単位	4円	8円	12円	1日につき
	認知症専門ケア加算Ⅱ	4単位	4円	8円	12円	1日につき
	認知症チームケア推進加算Ⅰ	150単位	152円	304円	456円	1月につき
○	認知症チームケア推進加算Ⅱ	120単位	122円	243円	365円	1月につき
		認知症行動心理症状緊急対応加算	200単位	203円	406円	608円
(○)	褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3単位	3円	6円	9円	1月につき
(○)	褥瘡マネジメント加算Ⅱ	13単位	13円	26円	40円	1月につき
(○)	排せつ支援加算Ⅰ	10単位	10円	20円	30円	1月につき
(○)	排せつ支援加算Ⅱ	15単位	15円	30円	46円	1月につき
(○)	排せつ支援加算Ⅲ	20単位	20円	41円	61円	1月につき
○	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	10単位	10円	20円	30円	1月につき
○	高齢者施設等感染症対策向上加算Ⅱ	5単位	5円	10円	15円	1月につき
○	新興感染症等施設療養費	240単位	243円	487円	730円	1日につき(月に連続する5日が限度)
	生産性向上推進体制加算Ⅰ	100単位	101円	203円	304円	1月につき
○	生産性向上推進体制加算Ⅱ	10単位	10円	20円	30円	1月につき
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	22単位	22円	45円	67円	1日につき
	サービス提供体制強化加算Ⅱ	18単位	18円	37円	55円	1日につき
	サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位	6円	12円	18円	1日につき
○	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	基本料金、各種加算の総単位数 × 14%				

※ 日常生活継続支援加算は、居宅での生活が困難であり、当施設への入所の必要性が高いと認められる重度の要介護状態の者や認知症である者等を積極的に受け入れるとともに、介護福祉士資格を持つ職員を手厚く配置し、質の高い地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した場合に算定します。

※ 看護体制加算は、看護職員の体制について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。

※ 夜勤職員配置加算は、夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。

※ 生活機能向上連携加算は、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又は医療提供施設の理学療法士等が、当施設を訪問し、機能訓練指導員等と共同して利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施している場合に算定します。

※ ADL維持等加算は、入居者の日常生活行為等に関する状態が一定以上維持されている場合に加算されます。条件を満たした場合に、加算Ⅰ又はⅡのいずれかが算定されます。

※ 自立支援促進加算は、継続的に自立支援を行った場合に算定されます。

※ 科学的介護促進体制加算は、介護関連データの収集活用による科学的介護を促進していく観点から、ADL、栄養、口腔、認知症等の介護の専門的基本情報を厚生労働省に提出する場合に加算Ⅰ又はⅡのいずれかが算定されます。

※ 個別機能訓練加算は、他職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行った場合に算定します。また、機能訓練の内容等の情報を厚生労働省へ提出し、適切な機能訓練の実施のために必要な情報を活用した場合に加算Ⅱを算定します。

※ 若年性認知症入所者受入加算は、若年性認知症(40歳から64歳まで)の利用者を対象に地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合に算定します。

※ 初期加算は、当施設に入所した日から30日以内の期間について算定します。

※ 安全対策体制加算は、安全対策の体制を整えている場合に算定されます。

※ 再入所時栄養連携加算は、当施設に入所していた者が退所し病院又は診療所に入院後、再度当施設に入所する際、当初に入所していた時と再入所時で栄養管理が異なる場合に、当施設の管理栄養士が入院先の病院等の管理栄養士と連携し、栄養ケア計画を策定した場合に算定します。

※ 退所前訪問相談援助加算は、入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先だて、介護支援専門員、生活相談員等が、入所者が退所後生活する居宅を訪問し、入所者及び家族に対して退所後の居宅サービス等について相談援助を行った場合に算定します。

※ 退所後訪問相談援助加算は、退所後30日以内に入所者の居宅を訪問し、入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に算定します。

※ 退所時相談援助加算は、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス等を利用する場合、退所時に入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス等について相談援助を行い、かつ、当該入所者の同意を得て、退所から2週間以内に退所後の居住地の市町村及び老人介護支援センターに対して入所者の介護状況を示す文書を添えて入所者に係る居宅サービス等に必要な情報を提供した場合に算定します。

※ 協力医療機関連携加算は、協力医療機関との実効性のある連携体制を構築するため、入所者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に関催している場合に算定します。協力医療機関が次の①～③の要件を満たす場合(1)、それ以外の場合(2)を算定します。

(協力医療機関の条件)①入所者の病状が急変した場合等において、医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。②高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。③入所者の病状が急変した場合において、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

※ 退所前連携加算は、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス等を利用する場合に、退所に先立ち入所者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、入所者の介護状況を示す文書を添えて入所者に係る居宅サービス等に必要な情報を提供し、居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合、算定します。

※ 退所時情報提供加算は、医療機関へ退所する入所者について、退所後の医療機関に対して入所者を紹介する際、入所者の同意を得て、当該入所者の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に入所者1人につき1回に限り算定する。

※ 栄養マネジメント強化加算は、入所時に入所者の栄養状態を把握し、他職種共同にて入所者ごとの栄養ケア計画を作成し、それに基づいた栄養管理の実施や栄養状態を定期的に記録し、継続的な栄養管理を強化して実施する場合に算定します。

※ 経口移行加算は、医師の指示に基づき他職種共同にて、現在経管による食事摂取をしている入所者ごとに経口移行計画を作成し、それに基づき管理栄養士等による支援が行われた場合、算定します。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しません。

※ 経口維持加算は、現在食事を経口摂取しているが摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対し、医師又は歯科医師の指示に基づき他職種共同にて食事観察及び会議等を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成し、それに基づき、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行っている場合に算定します。ただし、経口移行加算を算定している場合若しくは栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しません。

※ 口腔衛生管理加算は、歯科衛生士が入所者に対し、口腔衛生の管理を行った場合に加算Ⅰ又はⅡのいずれかを算定します。

※ 療養食加算は、疾病治療のため医師の発行する食事箋に基づき糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に算定します。

※ 配置医師緊急時対応加算は、当施設の配置医師が求めに応じ早朝、夜間又は深夜に当施設を訪問して入所者に対して診療を行った場合、その時間帯に応じて算定します。

※ 看取り介護加算は、看取りに関する指針を定め、医師が一般的な医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断した入所者に対して、他職種共同にて介護に係る計画を作成し、利用者又は家族の同意のもと、入所者がその人らしく生き、その人らしい最後を迎えられるように支援した場合に算定します。

※ 在宅復帰支援機能加算は、入所者の家族と連絡調整を行い、入所者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対して、入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行っている場合に算定します。

※ 在宅・入所相互利用加算は、可能な限り在宅生活を継続できるよう複数の者であらかじめ在宅期間及び入所期間を定めて当施設の居室を計画的に利用する場合に、該当の入所者に対して算定します。

※ 認知症専門ケア加算は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。

※ 認知症チームケア推進加算は、施設における入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上。認知症の行動・心理症状の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するため、平時から複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んで、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。

※ 認知症行動・心理症状緊急対応加算は、医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護福祉施設サービスを利用することが適当であると判断した入所者に対し、サービスを提供した場合に算定します。

※ 褥瘡マネジメント加算は、入所者ごとに褥瘡の発生とリスクを評価し、他職種共同にて褥瘡ケア計画を作成し、そのケアの内容や状態を記録するなどの褥瘡管理を継続して実施している場合に算定します。褥瘡の予防又は発生の状況により、加算Ⅰ又はⅡのいずれかを算定します。

※ 排せつ支援加算は、排せつに介護を要する入所者に、適切な対応を行うことで要介護状態の軽減もしくは悪化の防止が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断した場合、他職種共同にて、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づく支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施した場合に算定します。排せつ状態の維持、改善状況により、加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれかが算定されます。

※ 高齢者施設等感染対策向上加算は、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行うことや、他の入所者への感染拡大を防止するために、第2種協定指定医療機関等との連携、院内感染対策に関する研修又は訓練に年1回参加した場合に算定する。加算Ⅱは3年に1回診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関の実地指導を受けた場合に算定する。

※ 新興感染症等施設療養費は、入所者が厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。

※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た施設が、入所者に対して介護福祉施設サービスを行った場合に算定します。

※ 生産性向上推進体制加算は、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータの提出を行った場合算定する。

※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。区分支給限度基準額の対象外となります。

(3) その他の料金

① 居住費、食費

別表(ご利用料金概算一覧表)に居住費、食費を記載しております。

② 医療保険外に関わる物品

医療保険外に関わる物品等は実費になります。

③ 理美容費…実費

理髪店による理髪サービスをご利用いただけます。(実施日は理髪店指定)

④ 行事・レクリエーション及び教養娯楽設備の費用

クラブ活動、レクリエーションにかかる材料費、交通費、特別行事食(仕出し弁当)等 実費

⑤ 電気製品の利用

テレビ 1日あたり 50円 その他の電気製品 1日あたり (1物品)50円

⑥ その他

・上記の他、入居者の希望による外出等の費用は自己負担となります。

・嗜好品などで入居者の希望によって身の回りの日用品として提供する場合の費用は自己負担となります。

例: ティッシュペーパー、歯ブラシ、髭剃り用剃刀、電池、クリーニング代等

・預り金を管理する場合は、預り金管理料として1月あたり 4,000円をいただきます。

(4) 減免制度

① 被爆者に対する公費助成制度

② 低所得者に対する食費及び滞在費の負担額軽減制度(介護保険負担限度額認定証)

③ 高額介護サービス費等がありますので、ご相談ください。

7. 利用料、その他の費用の請求および支払い方法

翌月15日に請求書を発行いたしますので、請求月の月末までにご入金ください。

お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、下記のいずれかとなります。

	窓口現金払い
	入居者指定口座(郵便局)から自動引落
	事業所指定口座への振込(振込手数料がかかります)
	呉信用金庫 海田支店 普通 1022462 特別養護老人ホーム花みずき 施設長 沖田 和之

※上記いずれかに○をしてください。

※振込の場合、金融機関休業日に当たる場合はその前日とします。

※金融機関休業日に当たる場合はその前日とします。

8. 入退所の手続き等

(1) 入居について

① 入居と同時に契約を結び、サービスの提供を始めます。

(2) 入院または、外泊の場合

① 8日間以内の場合

8日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入居することができます。

但し、入院期間中であっても、所定の居住費をご負担いただきます。

8日間の入院の場合は、入退院当日を除く6日分は1日あたり 246単位(外泊時加算)です。

② 8日間以上2ヶ月以内の場合

2ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入居することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

なお、当初7日間の所定の利用料金は、上記①に準じます。但し、月をまたがる場合は最大で

12日分について、1日あたりの所定料金(246単位)をご負担いただきます。

③2ヶ月を超える場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。

また、入院2ヶ月目より、1日の居住費は第4段階の費用をいただきます。

(3)退所手続き

①退所を希望する日の30日前までにお申し出下さい。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)または 要支援及び要介護1・2と認定された場合。

・死亡された場合

③ その他

病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込がない場合または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合は、契約を解除する場合があります。なお、退院後に再度入居を希望される場合は、お申し出ください。

9. 秘密保持と個人情報の保護

(1)事業所および事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た入居者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2)事業者は、個人情報使用同意書を得ない限り、サービス担当者会議において入居者の個人情報を用いません。また、入居者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で入居者の家族の個人情報を用いません。事業者は、入居者およびその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

10. 介護支援の重要事項

認知症等の方について、入居者または他の入居者の生命または身体を保護する為、緊急やむ得ない場合についてのみ身体拘束を行う場合があります。その際は、入居者及び家族に説明をし、同意に関して相談することとしております。また、同意を得た場合は、その様態及び時間、その際の入居者の身体状況ならびに緊急やむ得ない理由を記録いたします。

11. 情報の開示

入居者個人に関する記録は、本人又は本書に署名された家族の了解を元にいつでも閲覧できます。複写物が必要な場合は実費を負担していただきます。(1枚につき 10円)

12. 緊急時及び事故発生時の対応方法

入居者に容体の変化等があった場合及びサービス提供により事故が発生した場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、家族の方に連絡いたします。また、その際ご家族の方に対応をお願いする場合があります。

なお、夜間時は2ユニットに1人の介護職員となり、看護職員不在のため、不測の状況による事故対応連絡体制をとっていますが、やむおえない事故等の場合はご理解をお願いいたします。

13. 損害賠償

サービスの提供に当って、万一の事故発生に備えて事業所において、損害賠償保険に加入します。万一事故が発生し、入所者の生命・身体に損害が発生した場合、不可抗力による場合を除き、速やかに入所者に対して損害を賠償します。ただし、入所者に重大な過失がある場合はこの限りではありません。

14. 非常災害対策

非常時の対応	「社会福祉法人創絆福祉会 特別養護老人ホーム花みずき消防計画」により対応をします。			
平常時の訓練等	「社会福祉法人創絆福祉会 特別養護老人ホーム花みずき消防計画」により、年2回以上夜間および昼間を想定した防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	非常通報装置	1箇所
	特別避難階段	1箇所	非常放送設備	あり
	自動火災報知機	あり	消火器(ABC10型)	各所に設置
	誘導灯	あり	非常用発電装置	あり
	ガス漏れ報知機	あり	屋内消火栓設備	あり
	カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しております。			
防火管理者	沖田 和之			

15. サービス提供に関する相談・苦情

(1) 苦情解決のための基本姿勢

介護老人福祉施設のサービス利用者等から苦情の申し出があった場合は、入居者の人格、人権を尊重し、個人のプライバシーを守り、入居者、社会福祉法人創絆福祉会の双方にとって意義あるものとなるよう、迅速、丁寧に、社会性・客観性を確保した苦情解決を図るものとします。

(2) 苦情解決の方法

① 苦情の受付

苦情は来所、電話、書面などにより受け付けします。

② 苦情解決のための話し合い

苦情申出人とサービス担当責任者と苦情解決責任者で、話し合いの場をもち、誠意をもって苦情解決に努めます。

③ 苦情解決の記録・保管

苦情解決・改善措置までの経過と結果について記録、保管します。

(3) 苦情解決体制

① 相談窓口

相談受付窓口：当施設 相談員 石橋 絃一

② 苦情窓口

苦情受付窓口：当施設 相談員 石橋 絃一

③ 苦情解決責任者

苦情解決責任者：当施設 施設長 沖田 和之

④ 第三者委員

評議員：三宅 邦伸 府中町柳ヶ丘20-28

電話番号 082-581-3193

評議員：遠島 誠 海田町大立町11-14

電話番号 082-822-8207

⑤ 連絡先

広島県安芸郡海田町大立6番4号

電話番号 082-821-0201 (FAX 082-821-0220)

⑥ 受付時間

9:00~17:00

(4) その他

当施設以外に、海田町役場にての相談・苦情窓口等でも受け付けています。

- ・海田町福祉保健部長寿保険課 082-823-9609 8:30～17:15
- ・広島県国民健康保険団体連合会介護保険課 082-554-0783 8:30～17:15
- ・広島県健康福祉局地域福祉課老人福祉施設グループ 082-513-3199 8:30～17:15
- ・広島県社会福祉協議会サービス運営適正化委員会 082-254-3419 8:30～17:15

16. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の 実施状況	1 あり	実施	
		評価機関名称	
	結果の開示	1. あり 2. なし	
② なし			

17. 運営推進会議について

- (1) 当事業所が行う地域密着型介護老人福祉施設を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、「運営推進会議」を設置します。
- (2) 「運営推進会議」の会議員は、入居者様、ご家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター又は海田町の職員、地域密着型サービスについて知見を有する者等とし、おおむね2ヶ月に1回以上会議を開催します。
- (3) ご家族へ「運営推進会議」の会議員を依頼する場合があります。

特別養護老人ホーム 花みずき・短期入所生活介護 花みずき ご利用料金概算一覧表

地域密着型特別養護老人ホームの利用料金は次の計算方法に基づいて計算されます。

$$1日の利用料金 = サービス費 + 居住費 + 食費 + その他の加算 + その他の費用$$

表は、1割負担の場合の金額です。
所得に応じて、負担割合が2割又は3割になる場合があります。

7級地 1単位:10.14円

項目	要介護度		一日あたり		自己負担額 (円)			
	負担限度額階級	単位	円	居住費	食費	1日あたり	ひと月あたり(合計:31日)	
特養	3	1	828	840	880	300	2,020	62,607
		2			880	390	2,110	65,397
		3①			1,370	650	2,860	88,647
		3②			1,360	1,360	3,570	110,657
	4	1	901	914	880	300	2,094	64,902
		2			880	390	2,184	67,692
		3①			1,370	650	2,934	90,942
		3②			1,360	1,360	3,644	112,952
	5	1	971	985	880	300	2,165	67,102
		2			880	390	2,255	69,892
		3①			1,370	650	3,005	93,142
		3②			1,360	1,360	3,715	115,152
				2,066	1,445	4,496	139,363	

※ 上記に加え必要な加算が算定されます。加算については入所者毎に異なります。重要事項説明書をご参照ください。

7級地 1単位:10.17円

項目	一日あたり		第1段階		第2段階		第3段階①		第3段階②		第4段階		
	単位	円	1日あたり	ひと月あたり(30日)	1日あたり	ひと月あたり(30日)	1日あたり	ひと月あたり(30日)	1日あたり	ひと月あたり(30日)	1日あたり	ひと月あたり(30日)	
ショートステイ	要介護1	529	538	1,718	2,018	2,908	3,208	4,049					
	要支援2	656	667	1,847	2,147	3,037	3,337	4,178					
	要介護1	704	716	1,896	2,196	3,086	3,386	4,227					
	要介護2	772	785	1,965	2,265	3,155	3,455	4,296					
	要介護3	847	861	2,041	61,230	2,341	70,230	3,231	96,930	3,531	105,930	4,372	131,160
	要介護4	918	934	2,114	63,420	2,414	72,420	3,304	99,120	3,604	108,120	4,445	133,350
	要介護5	987	1004	2,184	65,520	2,484	74,520	3,374	101,220	3,674	110,220	4,515	135,450

※ 上記に加え必要な加算が算定されます。加算については入所者毎に異なります。重要事項説明書をご参照ください。
短期入所生活介護では個人の利用計画に沿って予定される1日あたりの金額(単位数)を利用日数分で計算したのになります。
・ひと月当たりの合計は、長期利用などの場合により30日の計算をしたものです。
・要介護度による区分支給限度基準額に計画単位数を超える場合は、超えた単位数より10割負担での計算となります。

介護保険給付の対象外費用

項目	ご利用者負担額	預貯金等の資産状況	備考	
居住費	第1段階	880円/日	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下 生活保護受給者 市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	
	第2段階	880円/日	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下 市町村民税世帯非課税 課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下	
	第3段階①	1,370円/日	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下 市町村民税世帯非課税 課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超え120万円以下	
	第3段階②		単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下 市町村民税世帯非課税 課税年金収入額+合計所得金額が120万円超	
	第4段階	2,066円/日	上記以外 市町村民税本人非課税・世帯課税 市町村民税本人課税者	
食費	第1段階	300円/日	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下 生活保護受給者 市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	
	第2段階	390円/日	600円/日	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下 市町村民税世帯非課税 課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下
	第3段階①	650円/日	1,000円/日	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下 市町村民税世帯非課税 課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超え120万円以下
	第3段階②	1,360円/日	1,300円/日	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下 市町村民税世帯非課税 課税年金収入額+合計所得金額が120万円超
	第4段階	1,445円/日	上記以外 市町村民税本人非課税・世帯課税 市町村民税本人課税者	
その他の費用	日常生活品費	実費	石鹸、電池、歯ブラシ(スポンジ含む)、ティッシュ、歯磨き粉、ポリデント等、嗜好品などで、本人の希望によって身の回り品として提供する場合	
	娯楽教養費	実費	個人用新聞代等	
	家電持ち込み電気料	50円/点(日)	電気毛布、テレビ、電気アンカ、パソコン等	
	預り金管理料	4,000円/月	預り金を管理する場合	
	理美容代 コピー代	実費 10円/枚	ご依頼を受け事務所コピー機で印刷を行った場合(サイズに関わらず)	

指定地域密着型介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム花みずき」 入居契約書

_____ (以下「契約者」という。)と社会福祉法人創絆福祉会 (以下「事業者」という。)は、_____ (以下「入居者」という)が特別養護老人ホーム花みずき (以下「ホーム」という。)における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される介護老人福祉施設サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約 (以下「本契約」という。)を締結し、契約者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

第一章 総則

第1条 (契約の目的)

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、入居者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、入居者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第3条及び第4条に定める介護老人福祉施設サービスを提供します。
- 2 事業者が入居者に対して実施する介護福祉施設サービスの内容 (ケアプランを含む) (以下「施設サービス計画」という。)は、別紙『(サービス利用票)』に定めるとおりとします。
- 3 入居者は、第13条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第2条 (施設サービス計画の決定・変更)

- 1 事業者は、介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、入居者及び契約者等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- 3 事業者は、要介護認定有効期間内に1回、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、入居者及び契約者等と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
- 4 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第3条 (介護保険給付対象サービス)

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、ホームにおいて、契約者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理 (栄養ケアマネジメント含む) 及び療養上の世話を提供するものとします。

第4条（介護保険給付対象外のサービス）

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
 - 一 入居者が選定する特別な食事の提供
 - 二 入居者に対する理美容サービス
 - 三 別に定めるところに従って行う入居者からの貴重品の管理
 - 四 事業者が特別に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
- 2 前項の他、事業者は、食事、居室及び自立支援を目的とするサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて入居者及び契約者等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第5条（サービス利用料金の支払い）

- 1 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という。）の限度において、契約者に代わって市町から支払いを受けます。
- 2 契約者は、要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割、2割、3割のいずれか）を事業者に支払うものとします。但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）
- 4 第4条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 5 前項の他、契約者は日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者に支払うものとします。
- 6 前4項に定めるサービス利用料金は1か月ごとに計算し、契約者はこれを翌月15日までに業者が指定する方法で支払うものとします。
- 7 1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第6条（利用料金の変更）

- 1 前条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金並びに前条第3項に定める、介護給付費体系に変更のあった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

- 2 前条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務等

第7条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は入居者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、入居者等からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者及びサービス従事者は、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 4 事業者は、入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。
- 5 事業者は、入居者に対する介護老人福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

第8条（守秘義務等）

- 1 事業者、サービス従事者又は従業員は、介護老人福祉施設サービスを提供する上で知り得た入居者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、入居者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 事業者は、第17条に定める入居者の円滑な退所のための援助を行う場合に、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて契約者の同意を得るものとします。

第四章 契約者および入居者の義務

第9条（入居者の施設利用上の注意義務等）

- 1 入居者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が入居者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものと

します。但し、その場合、事業者は、入居者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

- 3 契約者は入居者が、ホームの施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 入居者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償(事業者の義務違反)

第10条 (損害賠償責任)

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者または入居者に生じた損害について賠償する責任を負います。第8条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、契約者または入居者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第11条 (損害賠償がなされない場合)

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、入居者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 入居者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者および入居者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第12条 (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、入居者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第 13 条（契約の終了事由）

入居者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 入居者が死亡した場合
- 二 要介護認定により入居者の心身の状況が自立又は要支援及び要介護1・2と判定された場合
- 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 五 ホームが介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 六 第 14 条から第 16 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第 14 条（契約者からの中途解約等）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 30 日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 契約者は、第 6 条第 3 項の場合及び入居者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 契約者が、第 1 項の通知を行わずに居室から退去した場合には、事業者が契約者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。
- 4 第 5 条第 5 項の規定は、本条に準用されます。

第 15 条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第 8 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の入居者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 16 条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者または入居者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による、第5条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 入居者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 四 入居者が連続して2か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- 五 入居者が介護老人保健施設等に入所した場合

第17条（契約の終了に伴う援助）

本契約が終了し、入居者がホームを退所する場合には、契約者の希望により、事業者は入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行うものとします。

- 一 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 二 居宅介護支援事業者の紹介
- 三 その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

第18条（契約者の入院に係る取り扱い）

- 1 入居者が病院又は診療所に入院した場合、2か月以内に退院すれば、退院後も再びホームに入所できるものとします。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。
- 2 契約者が病院又は診療所に入院した場合、契約者は重要事項説明書に定める利用料金（所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分））を事業者に支払うものとします。

第19条（居室の明け渡し—精算—）

- 1 契約者は、第13条第二号から第六号により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第9条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。
- 2 契約者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金（重要事項説明書に定める）を事業者に対し支払うものとします。
- 3 第1項の場合に、1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については

第5条第5項を準用します。

第20条（残置物の引取等）

- 1 契約者は、本契約が終了した後、入居者の残置物（高価品を除く）がある場合に備えて、その残置物の引き取り人（以下「残置物引取人」という。）を定めることができます。
- 2 前項の場合、事業者は、本契約が終了した後、契約者又は残置物引取人にその旨連絡するものとします。
- 3 契約者又は残置物引取人は、前項の連絡を受けた後2週間以内に残置物を引き取るものとします。
但し、契約者又は残置物引取人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者はその旨連絡するものとします。
- 4 事業者は、前項但し書の場合を除いて、契約者又は残置物引取人が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を契約者又は残置物引取人に引き渡すものとします。
但し、その引き渡しに係る費用は契約者又は残置物引取人の負担とします。
- 5 事業者は、契約者が残置物引取人を定めない場合には、自己の費用で入居者の残置物を処分できるものとします。その費用については、契約者からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。

第21条（一時外泊）

- 1 入居者は、事業者の同意を得た上で、1ヵ月に6日を限度として、外泊することができるものとします。この場合、入居者は外泊開始日の7日前までに事業者に届け出るものとします。
- 2 前項に定める外泊期間中において、契約者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。

第七章 その他

第22条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第23条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

特別養護老人ホーム 花みずきの利用にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項、契約条項を説明しました。上記の契約を証するため、本書（重要事項説明書、契約書）を2通作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者所在地 広島県安芸郡海田町大立町6番4号
事業者名 社会福祉法人創絆福祉会
代表者名 理事長 大瀬戸 量子 印

事業所所在地 広島県安芸郡海田町大立町6番4号
事業所名 特別養護老人ホーム 花みずき
管理者名 施設長 沖田 和之

説明者氏名 印

私は、本書面により、事業者から地域密着型介護老人福祉施設についての重要事項、契約条項の説明及び看取りに関する指針の説明を受けました。これに同意し、特別養護老人ホーム花みずきの利用を申し込みます。

契約者(利用者) 住 所 広島県安芸郡海田町 _____

氏 名 _____ 印 _____

利用者の家族 住 所 広島県 _____

(身元連帯保証人)

氏 名 _____ 印 _____

続 柄 _____